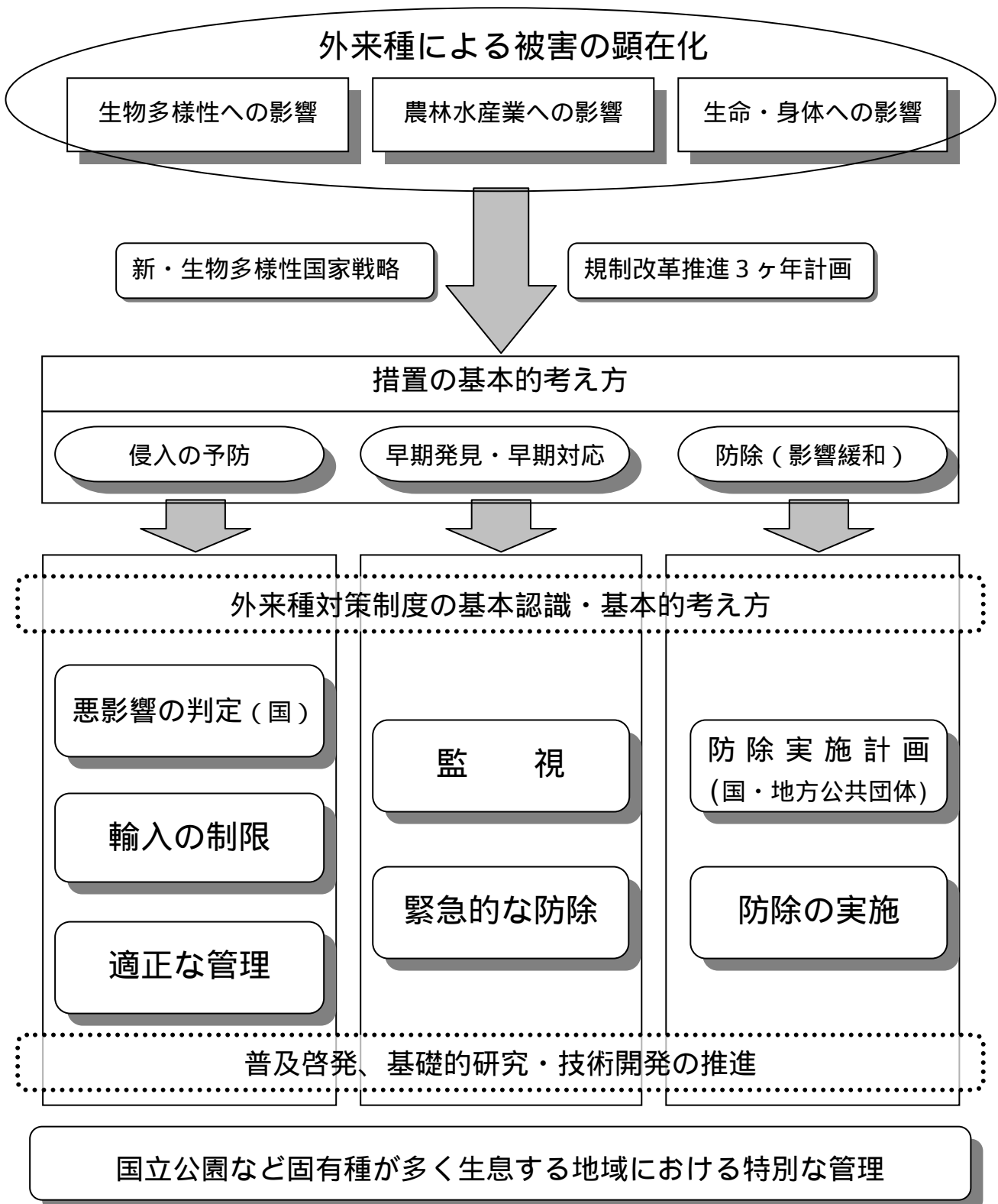


「移入種対策に関する措置の在り方について」
 < 中央環境審議会答申の全体イメージ >



優先度の高いものから早急に措置を実施

関連諸制度との連携・協力体制の構築

中央環境審議会答申は<http://www.env.go.jp/nature/intro/h151202/toshin.pdf>にて見ることが出来ます。

1. 現状と問題

(1) 問題に係る基本認識

外部から導入される生物種（亜種又は変種を含む。）は、ある地域に人為的に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生育することとなる種として捉えられる。

これまで「外来種」と「移入種」が使用されているが、生物学用語との整合の観点から本報告では原則として「外来種」を用いることとし、国内のある地域から他の地域に導入される生物種についても「外来種」として取り扱う。

既存文献によれば、現在、我が国では少なくとも脊椎動物で 108 種、昆虫類で 246 種、維管束植物で 1,553 種の外来種が定着しているとされている。

分類に関する科学的知見が明治時代以降に整理されてきたことなどを踏まえ、本報告では、原則として明治維新以降に導入された生物種は外来種として捉える。生物多様性等への影響を生じさせる外来種は、自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっており、特に侵略的な外来種といわれている。

(2) 外来種による問題点と事例

ジャワマングースやオオクチバスによる在来種の捕食、ノヤギによる採食や踏みつけによる自然植生への影響、在来種との競合・駆逐などの生物多様性への影響、人の財産等（農林水産業等）への影響、人の生命・身体への影響等がある。

外来種は、定着から一定期間を経過した後、急激に分布を拡大することがあり、一度蔓延してしまうとその駆除には困難な点が多い。

(3) 外来種の導入経路

侵略的な外来種には、人間が意図的に放出したもの、過失により野外に逸出してしまったもの、人や物の移動に伴って非意図的に導入したものがある。

(4) 外来種対策に関する近年の動向

平成 14 年 3 月に決定した新・生物多様性国家戦略において、移入種問題を我が国の生物多様性の危機の一つと位置付け、取組を着実に進めていくことが必要としているとともに、平成 15 年 3 月に閣議決定した「規制改革推進 3 ヶ年計画」で、外来種対策について法制化も視野に検討することとされた。

平成 13 年の内閣府世論調査において、移入種問題に関する国民の関心が高まっていることがうかがえた。

(5) 外来種対策に関する取組の現状

海外から持ち込まれる動植物に対し、植物防疫法や感染症法等の既存の制度が、国内における生物の取扱いに関して、動物の愛護及び管理に関する法律等があるが、これらは人の健康の保護や産業の振興等を目的としたものである。

(6) 外来種対策に関する課題

既存制度には、生物多様性の保全をも対象とした制度はない。

外来種の問題について、国民や業者の理解が希薄である。

2 外来種対策に関する措置の在り方

(1) 基本的考え方

我が国では、過去から多くの外来種が導入され、長い時間をかけて共存したものがあ一方で、生物多様性等への影響を生じているものがあり、特に影響が懸念される侵略的な外来種に対する制度的な措置を検討すべきである。

生物多様性条約締約国会議の指針原則での侵略的な外来種の侵入の予防、早期発見・早期対応、防除（影響緩和）は、外来種対策の考え方として基本となる。

悪影響のある外来種の導入、定着を予防することが、環境の面からも費用対効果の観点からも、望ましい措置であり、侵入した場合は早期排除が効果的である。

(2) 制度化に当たり検討すべき事項

国民に対し、外来種対策制度の基本認識や施策推進の基本的考え方についてわかりやすく示す。

我が国に新たに外来種を持ち込もうとする者に、生態等の基礎的情報を提出させ、国が専門家の意見を踏まえ、生物多様性等への影響の可能性を判定する。既に我が国で確認されている外来種についても判定を行う。悪影響と判定された種の輸入は、適正な管理を実施できることが公的に確認されている者以外には認めない。

悪影響と判定された種については、その種の個体を利用しようとする者に対し、個体が逸出して悪影響を与えることがないように適正な管理ができる施設や能力を有するか公的に確認するとともに、利用状況が確認できるような仕組みを設ける。その際、適切な方法により個体識別等を講ずる。

我が国に導入された外来種について、状況を監視し、問題が生じた場合には緊急的な防除など早期の対応がとれるようにする。非意図的な導入による侵略的な外来種について、導入される可能性が高い地域における監視方法に関して検討する。

既に野外に定着し問題を生じているか、あるいはそのおそれが高い外来種については、計画的に防除実施できる仕組みを設ける。国が全国的な観点から、地方公共団体が地域の実情に応じて、防除実施計画を策定する。

固有種が多く生息するなど、生物多様性の観点から、特に外来種による影響を防止することが必要な地域に関しては、別途、当該地域への外来種の放出等の規制や防除等に係る特別な管理ができるようにするための措置を検討する。

外来種対策の重要性について国民に分かりやすく普及啓発を図るとともに、各種教育機関とも連携し教材の整備や人材の確保を図る。

外来種に係る定着状況、生態的特性等に係る基礎的な調査研究を進めるとともに、防除や監視に係る技術開発を推進する。

(3) 制度化及び対策の実施に当たって配慮すべき事項

予算や体制の整備に努めるとともに、現在の科学的知見、実行可能な実施体制等を勘案の上、優先度の高いものから早急に措置を講ずる。

関連する既存の諸制度との整合性に留意しつつ、外来種問題への対処を進める見地から連携・協力体制を構築し、総合的に効果的な対策を推進する。地方公共団体において地域の実情に応じた外来種対策が推進されるよう、国として必要な支援を行う。

防除が必要な事態になっている現状について、本来管理下であれば失われない生命であることを十分認識し、制度構築に際しては予防的な観点から検討する。

輸入に関する制度を検討する際には、加盟国間の貿易関係を規律する「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO協定）」との関係について留意する。